

一般社団法人宮崎県介護福祉士会

賛助会員規約

(平成 23 年 4 月 1 日改定)

- (1) 本会定款第 6 条第 2 項の規定により賛助会員を定める。
(介護福祉士の資格を有しないが、本会の趣旨に賛同する者及び団体とする。)
- *賛助会員となる場合は、入会申込書(個人・事業所)を会長に提出するものとする。
- (2) 賛助会員は、会費を納入するものとする。
- *会費は年額とし、次の区分による。
- | | |
|-----|----------|
| 事業所 | 10,000 円 |
| 個人 | 5,000 円 |
- *会費の納入は、宮崎県介護福祉士会への振込により行う。
- *年度途中の入会も同額とする。
- *継続会員(2年目以降の会費)は、次年度 6 月末までに指定口座へ振込む事とする。
- (3) 賛助会員の特典
- *宮崎県介護福祉士会より、開催事業等の案内通知を行う。
- *宮崎県介護福祉士会主催による研修や事業等に、賛助会員価格にて参加が可能である。
- ① 事業所賛助会員は一口 2 名まで(介護福祉士でない方)受講可能とする。
 - ② ただし、賛助会員価格設定の研修に限るものとする。
※一部研修については、会員価格・一般価格に限定される。
- (4) 退会
- *個人または事業所からの退会申出により退会承諾とする。
- *賛助会員が、会の名誉をき損し、またはその趣旨に反した言動があったときは、理事会に諮って除名退会することができる。